

香美市立美術館展示室利用案内

香美市立美術館の展示室は、皆さんの美術活動の発表の場として、当館の企画展のない時期、期間を定めてお貸しします。
下記の事項をよくお読みください。

1. 利用の注意事項

- (1) 作品の搬出入はエレベーター、階段を利用してください。
- (2) 展示作品の種類は、施設・備品を損傷・汚染しないものに限りします。
*利用期間中に出了ごみは各自で処理し、持ち帰ってください。
- (3) 展示作品の販売及び展示室・ロビーでの飲食、喫煙はご遠慮ください。
- (4) 利用場所は展示室に限りします。
- (5) 利用責任者は、県内在住の方に限りします。
- (6) 展示室の朝夕の鍵開閉、照明の点灯等は、職員が行います。
- (7) 会期中の受付は、必ず主催者側で人員を配置してください。
- (8) 施設・備品を損傷・滅失したときは、主催者の責任においてその損害を賠償していただきます。
- (9) 展示物等の損傷・盗難・災害が生じた場合でも、その責任は一切負いません。
*保険などは主催者独自で加入してください。
- (10) 利用期間中以外の作品のお預かりはできません。
- (11) 展覧会に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。
- (12) 飲食物・生花・植物等の持ち込みはできません。

2. 休館日

- (1) 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）
- (2) 12月27日～1月5日
- (3) 臨時休館日もあります。

3. 開館時間

午前9時～午後5時

*お客様の展示室への入室は、午後4時30分まで。

4. 展示室使用料

使用料1日につき（午前9時～午後5時）9,900円

- ① 貸出は午前9時～午後5時を原則とします。
- ② 香美市の共催または、後援が受けられる場合（名義共催・後援は除く）は、使用料が減免の対象となります。

承諾された場合は、承諾書（写）と共に使用料減額申請書を提出していただきます。

5. 利用の申し込み手続き

- (1) 展示室の利用申込は、開館日の午前9時から午後5時までです。
- (2) 申込書の提出
 - ① 申込書は、受付にあります。
 - ② 展覧会開催予定年度の前年10月中に提出してください。
 - ③ 展覧会の企画書を提出してください。
 - ④ 他の申請者と会期が重複する場合は、当方が調整します。
 - ⑤ 申し込みの調整結果は、前年11月・12月中にご連絡します。
 - ⑥ 申し込み内容の承認後、展覧会前に施設使用許可申請書を提出してください。

(3) 提出書類など

- ① 使用料は展示室使用前に入金してください。
- ② 香美市立美術館利用結果報告書は、展覧会最終日に提出してください。

(4) 許可について

施設使用許可証を交付します。

6. 使用を許可しない場合、あるいは取り消す場合

- (1) 使用の目的が美術館設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められたとき。
- (3) 美術その他の芸術文化の振興に関わる行事内容と認められないとき。
- (4) 危険物などを使用するとき。
- (5) 騒音や悪臭など他人に不快感を与える恐れのある作品を展示するとき。

7. 搬入・展示作業・搬出について

- (1) 担当者は必ず事務室へ来てください。
- (2) 作業時間は午前9時～午後5時です。
- (3) 作業はプラザ八王子利用者の迷惑にならないように行ってください。
- (4) 非常口・消火施設の前には作品などを置かないでください。
- (5) 搬出後は使用施設及び付属設備などを原状に復してください。
- (6) 作業終了後、当館担当者に必ず報告し、職員立会いで点検を受けてください。
- (7) ご不明の点は必ず事務室にお尋ねください。

お問合せ先：香美市立美術館

〒782-0041 高知県香美市土佐山田町262-1 プラザ八王子 2F

Tel 0887-53-5110 FAX 0887-53-5498